

# かわらばん

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

TEL019-625-2201 FAX019-624-1920

URL : <https://www.iwatesanpai.or.jp>



## WEBセミナー



## 災害廃棄物 Q & A

**勉学の秋です!** 全て無料なので、お取引先等に声かけして皆様で御利用ください。詳細と受付は、[本会HP「研修会・セミナー」](#)からどうぞ。

### 排出事業者実務研修会（基礎コース）

排出事業者の担当者にお勧めです。産業廃棄物の委託契約、マニフェスト、3R、保管等について、排出者の責務を分かりやすく解説します。

11月4日（木）建設業・解体業

11月5日（金）共通

### 排出事業者等説明会

産業廃棄物を取り扱う全ての方々、特に初心者にお勧めです。廃棄物処理法及び県条例の基礎とともに、各業種の留意事項、話題等を解説します。

11月15日（月）共通（処理業を含む）

11月16日（火）解体工事業

11月17日（水）卸・小売業

11月18日（木）PCB廃棄物を保管する事業者

11月19日（金）共通（処理業を含む）

### 優良事業者育成研修会（応用コース）

講師：長岡文明氏

管理者や経験者にお勧めです。性状、排出形態等に応じて注意を要する事例について、関係法令や対策を徹底解説します。

12月1日（水）産業廃棄物処理業

(1) 基礎知識の確認

(2) プラ新法を予測する

(3) 新許可不要制度に着目

被災建物の解体処分について、国の通知等をお伝えします。風水害の季節が過ぎようとしていますが、全国で震度5前後の地震が連続しており、油断は禁物です。

Q1 被災建物は一般廃棄物ですか？

A1 災害廃棄物は一般廃棄物に分類されます。しかし、居住可能な被災建物は、解体処理の時点で有価物から産業廃棄物に転化するものと解されています。

一般廃棄物	産業廃棄物
居住不能な建物を解体処理する場合（解体前から災害廃棄物）	居住可能な建物を所有者の判断で解体処理する場合

Q2 一般廃棄物として処理する方法は？

A2 事業主体は市町村。日常ごみと性状が異なるため、大部分は協定に基づき産業廃棄物処理施設（本会会員）に委託されます。発注形態は、市町村の事情により「解体、運搬、処分に分割」「一括」など様々です。

Q3 国庫補助は適用されますか？

A3 市町村が全壊建物を解体処理する場合に限って、適用されます。大規模災害の特例として半壊建物も対象となることがありますが、いずれの場合も再利用するための修繕解体費は含まれません。





# 情報公開の活用

10月1日から、都道府県等による許可や行政処分  
の情報が産業廃棄物処理事業振興財団の検索システ  
ム「さんぱいくん」に即時提供されています  
(<https://www2.sanpainet.or.jp/>)

「優良産廃処理業者認定制度に係る  
公表事項」欄には、県の格付登録等を  
任意に記載できるので、優良性のアピ  
ールに活用してください。



### 3 留意事項

上記2の条件に適合しない地下工作物を存置し  
た場合は不法投棄と判断され、直罰や措置命令の  
対象となることがある。



# 県ゼロエミ補助金

事業系廃棄物(産業/一般)の3R(減量・再利用・  
資源化)について、先進的な取組の経費を助成して  
います。令和4年度事業の募集が開始されました。

- 1 内容 県HP「産業・地域ゼロエミッション」
- 2 期間 10月1日(金)～11月30日(火)
- 3 窓口 岩手県環境生活部資源循環推進課

TEL 019-629-5367

FAX 019-629-5369



# 地下工作物の存置

9月30日、内閣府の「規制等の総点検」に基づく  
規制緩和が都道府県等に通知されました。条件が厳  
しいので、適用に当たっては、管轄振興局及び盛岡  
市に相談してください。

### 1 趣旨

コンクリート構造体等の安定した性状の地下工  
作物は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づ  
いて存置して差し支えない。

### 2 条件

「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライ  
ン」(一般社団法人日本建設業連合会)及び下記  
～ に全て適合するものに限る。

生活環境保全上の影響

- ・支障が生じるおそれがないこと。

対象物

- ・杭、躯体、山留め壁等(戸建住宅の地下軀  
体を存置することは不可)
- ・石綿含有建材やPCB使用機器などの有害  
物、内装材、設備機器等は全て事前に撤去  
目的
- ・本設又は仮設で利用
- ・地盤の健全性及び安定性を維持
- ・撤去による周辺への悪影響を防止  
関連事業者及び土地所有者の責務
- ・存置の記録を保存
- ・存置した地下工作物を適切に管理
- ・土地売却時は売却先に記録を開示して承継



# 事務局便り

### 【10月の行事予定】

- 6日(水)全産連災害廃棄物委員会(WEB)
- 19日(火)北海道・東北地域協議会(WEB)
- 20日(水)第25回会長杯ゴルフコンペ  
(盛岡南ゴルフ倶楽部)

10月は「3R推進月間」、10月13日(水)は  
「国際防災デー」です。各省庁や関係業界で普  
及啓発等が行われています。

### 【11月の行事予定】

- 4日(木)～5日(金)  
排出事業者実務研修会(WEB)
- 15日(月)～19日(金)  
排出事業者等説明会(WEB)

### 編集後記

国は10月末までクールビズですが、本県は本格的  
な秋の到来です。恒例の研修会などを順次お知  
らせしますので、よろしくお願ひします。